

営繕工事における熱中症対策に係る運用指針 Q&A

Q 1 猛暑による作業不能日数は週休2日促進工事制度の休日にカウントできるのか。

A 1 週休2日促進工事制度の休日は、現場閉所（1日を通して現場が閉所）又は現場休息（1日を通して現場作業が無い状態）日が該当します。

一方、猛暑による作業不能日数の算定は、複数日の現場作業時間のうち、猛暑時間（WBGT 値 31 以上）の合計を日数に換算（時間数÷8）するので、週休2日の休日に採用することはできません。

Q 2 工事場所の近傍の観測地点が2カ所（直線距離がほぼ同じ）ある場合はどうするか。

A 2 別紙1-1より近傍の観測地点2カ所の猛暑日数（平均）欄を参照し、数値の大きい（猛暑日数の長い）観測地点を採用して下さい。

Q 3 「著しく乖離する場合」とはどれくらいか。目安はあるのか。

A 3 特記仕様書（共通編）に記された猛暑による作業不能日数を大幅に超え、休日作業又は時間外業務が必要となるなど、工期を延長しなければ適正工期とならなくなる場合が考えられます。

Q 4 WBGT 値が 31 以上の時は作業を行ってはいけないのか。

A 4 原則作業を行わないこととしていますが、一般的な熱中症対策を行うことで作業を継続することは可能です。

Q 5 一般的な熱中症対策を行い WBGT 値が 31 以上で作業を行った場合は作業不能日数のカウントに入るのか。

A 5 作業を行った場合は作業不能日数の対象となりません。

Q 6 作業を行うかどうかの判断は当日でないとできないのか。

A 6 環境省の熱中症予防情報サイトには、全国約 840 地点について「今日」・「明日」・「明後日」の3時間ごとの暑さ指数（WBGT）の予測値が提供されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 7 近傍の観測地点での指数ではなく、現場に WBGT 測定器を設置し、数値が WBGT 値 31 以上となった時間帯は猛暑による作業不能日数の算定の対象になるのか。また、現場に WBGT 測定器を設置した場合は、設置費用を追加変更できるのか。

A 7 当該現場における現場作業時間において JIS B 7922 の測定器を使用し、時間毎に記録したものは算定の対象となり得ます。※工期変更の根拠資料となりますので、機器の確認と記録の取り方については監督職員と事前協議を行って下さい。

なお、測定器の設置の費用は共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれています。